

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関する
意見公募手続の結果について

令和7年3月27日
経済産業省
貿易経済安全保障局
原産地証明書室

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、令和6年10月18日から同年11月18日まで意見公募手続を実施いたしました。提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

1. 意見募集の実施方法

- ・募集期間：令和6年10月18日（金）～令和6年11月18日（月）
- ・告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）のウェブサイトに掲載、窓口での配布
- ・意見提出方法：e-Gov 意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 意見公募の対象

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

3. 提出意見数

2件

※なお、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に言及のない御意見（1件）については、今後の参考とさせていただきます。

4. 提出された御意見の概要及びそれに対する回答

※なお、行政手続法第四十三条二項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	受付締切日時「2024年11月18日0時0分」は「2024年11月19日0時0分」のほうがよい。意見募集要領によると、意見募集終了日は11月18日であるから。	御意見を確認し、受付締切日時を修正いたしました。
2	改正後様式のField 4の文言内容が2021年以前の様式ではないか。	御意見を確認し、最新版に修正したうえで、正誤表を掲載いたしました。